三重県土地家屋調査士会

平成２５年度第３回定例研修会

『筆界確認方法について』

～筆界特定制度とＡＤＲの連携～

平成２６年２月１日（土）

於　津市芸濃総合文化センター　２階 大研修室

三重県土地家屋調査士会

講師　名誉会長　朝日奈　晰

付番順序考察図

第四地二號

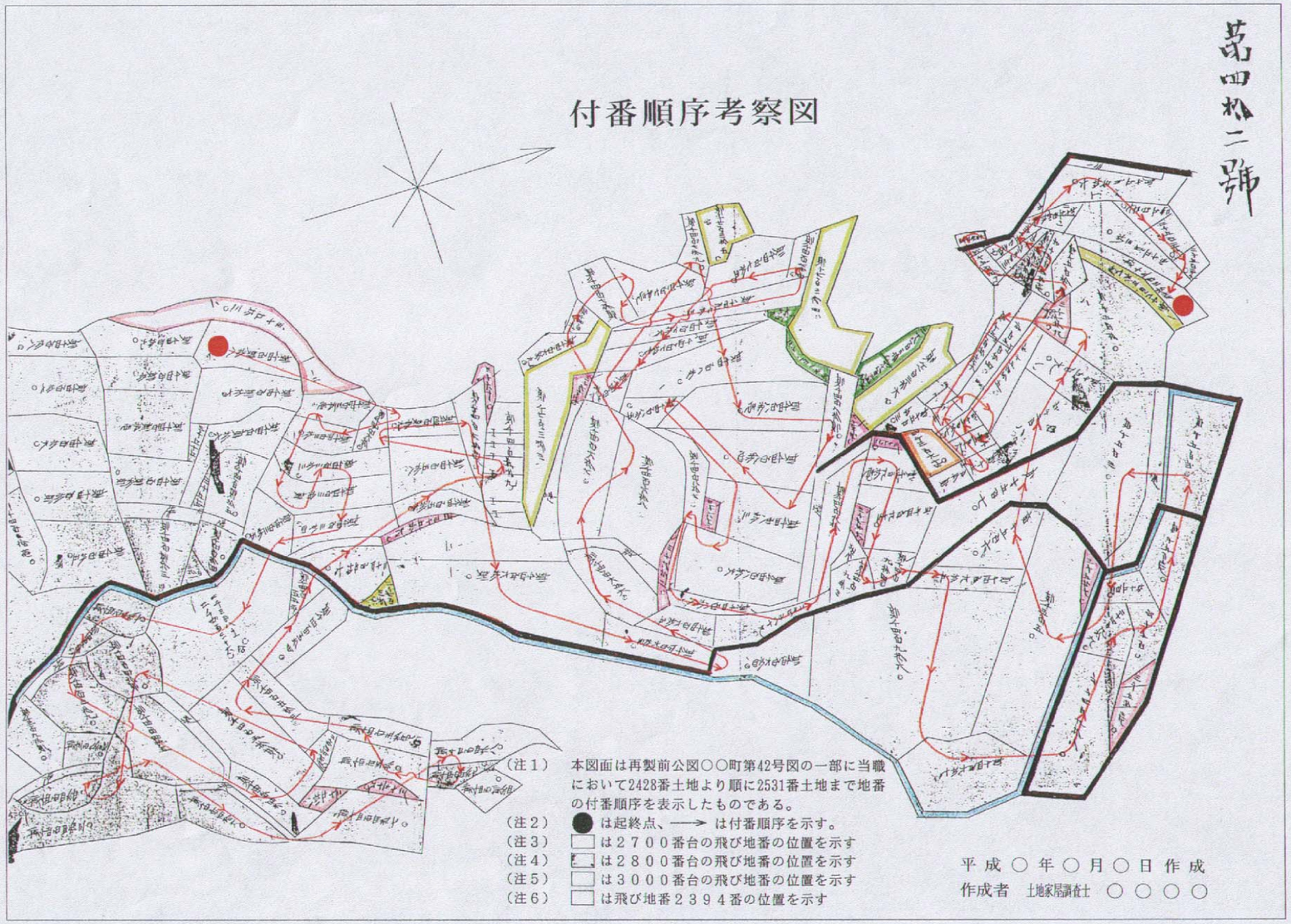

（注１）　本図面は再製前公図○○町第42号図の一部に当職において2428番土地より順に2531番土地まで地番の付番順序を表示したものである。

（注２）　●は起終点、⟶は付番順序を示す。

（注３）　□は２７００番台の飛び地番の位置を示す

（注４）　▨は２８００番台の飛び地番の位置を示す

（注５）　□は３０００番台の飛び地番の位置を示す

（注６）　□は飛び地番２３９４番の位置を示す

平成○年○月○日作成

作成者　土地家屋調査士　○○○○

資料２

土地制度の沿革年表

- 嵯峨天皇弘仁１１年１２月２６日太政官符
- 文禄３年６月１７日　（関白　豊臣秀吉検地条令）
- 霊元天皇廷延宝６年３月　「征夷大将軍　徳川家綱検地条例」
- 貞亨３年３月　（徳川綱吉検地条例）
- 亨保１１年８月　（徳川吉宗制条）
- 亨保１１午年　（新田検地条目）
- 検地仕方の補闕耕地絵図認方の事（改正補訂地方凡例録）
- 徳川時代検地の間頭，間笹丈量図（大日本租税志）
- 明治元年８月７日　太政官布告第６１２号（税法１両年は旧慣による）
- 明治元年１２月１８日　太政官布告第１０９６号

「拝領地並ニ社寺地等ノ除地ノ外，村々ノ地面ハ都テ百姓持ノ地タルヘク」

- 明治３年７月　大蔵省達「検地規則」
- 明治４年正月５日　太政官布告第４号（社寺は現境地のほかは上地せしむ）
- 明治４年９月４日　「田畑勝手作り」
- 明治４年１２月２７日　太政官布告（東京府下武家地町地の称を廃止し地券発行地租収納する）
- 明治５年正月　大蔵省「東京府下地券発行地租収納規則」
- 明治５年正月　租税寮より各府県へ無号達

（今後全国の市街地へも地券を発行し地租を徴収する）

- 明治５年２月１０日　東京府より６大区正副戸長へ達「地券申請地租納方規制」
- 明治５年２月１５日　太政官布告第５０号（地所永代売買の禁解除）
- 明治５年２月２４日　大蔵省達第２５号「地所売買譲渡に付地券渡方規制」
- 明治５年６月１５日　大蔵省達第７６号（官林無制限払下の法令）
- 明治５年６月２７日　大蔵省より東京府へ達（東京府市街地券書式）
- 明治５年７月４日　大蔵省達第８３号（全国一般に地券を発行する）
- 明治５年７月２５日　大蔵省達第９４号「地所売買譲渡に付地券渡方規則増補」
- 明治５年８月２８日　大蔵省達第１１５号

「地所売買譲渡に付地券渡方規則・地券発行地租収納規則改正」

- 明治５年９月４日　　大蔵省達第１２６号「地券渡方規則第１５条以下頒布」
- 明治５年９月１４日　　大蔵省達第１３２号「地所売買譲渡に付地券渡方規則改正」
- 明治５年１０月晦　　大蔵省達第１５９号「地券渡方規則第１５条以下改正増補」
- 明治５年１１月欠日　　大蔵省より東京府へ達（東京府内諸官省用地地券雛型）
- 明治６年１月１７日　　太政官布告第１８号「地所質入規制」
- 明治６年３月２５日　　太政官布告第１１４号「地所名称区別」
- 明治６年７月２８日　　上諭（地租改正につき上諭）
- 明治６年７月２８日　　太政官布告第２７２号「地租改正条例」
- 明治６年７月２８日　　「地租改正施行規則」
- 明治６年７月２８日　　（地方官心得）
- 明治６年１０月４日　　（地租改正に付人民心得書）
- 明治７年５月１２日　　太政官布告第５３号「地租改正条例追加」
- 明治７年１０月３日　　太政官布告第１０４号

（売買ごとに地券書替ざれば罰金を収入し，地券書替を経ない売買は無効とする）

- 明治７年１０月３日　　大蔵省達第１３３号「地所売買譲渡に付地券渡規則改正」
- 明治７年１１月７日　　太政官布告第１２０号「地所名称区別更正」
- 明治７年１２月２８日　　内務省乙第８４号（地籍編纂調査の達）
- 明治７年１２月２９日　　大蔵省「地租改正事業完了期限の儀に付太政官へ伺」
- 明治８年１月１８日　　大蔵省・内務省「租税寮改正局体裁改革の儀に付太政官へ伺い
- 明治８年３月２４日　　太政官達第３８号（地租改正事務局設置）
- 明治８年５月３０日　　地租改正事務局議定「地所処分仮規則」
- 明治８年５月３０日　　地租改正事務局議定「地租改正条例細目」
- 明治８年６月２日　　若松県地租改正心得別報第９号達書（抄）（畝杭打建の儀）
- 明治８年６月１２日　　地租改正事務局達第３号（丈量間竿につき達）
- 明治８年６月１２日　　地租改正事務局別報第３号達（丈量間竿につき達）
- 明治８年８月５日　　若松県地租改正心得別報第１９号達書（抄）（畝杭打建の儀）

- 明治８年８月３０日　　太政官達第１５４号（地租改正事業は明治９年をもって一律竣工すべし）
- 明治８年９月３０日　　太政官布告第１４８号「建物書入質規則並に売買譲渡規則」
- 明治８年１１月２０日　　地租改正事務局乙第８号達（合併地券を廃止し，一筆一地券とする）
- 明治８年１２月２８日　　地租改正事務局別報第１０号達（市街地丈量四捨五入の法）
- 明治９年１月２２日　　地租改正事務局乙第２号達
（新製の地券用紙は地租改正事業整頓の分より施工する）
- 明治９年１月２９日　　地租改正事務局別報第１１号達
（地租改正事務局派出官員心得書）
- 明治９年２月８日達　　（市街地丈量）
- 明治９年３月３日　　地租改正事務局日誌第３号達「関東八州地租改正着手の順序」
- 明治９年３月７日　　地租改正事務局別報第１４号達「市街地租改正調査法細目」
- 明治９年３月１０日　　地租改正事務局別報第１６号達「山林原野調査法細目」
- 明治９年３月１３日　　地租改正事務局別報第１６号達（地券台帳雛形）
- 明治９年３月１９日　　地租改正事務局別報第１７号達(市街地は坪の称を用う)
- 明治９年５月２３日　　内務省達丙第３５号「地籍編製地方官心得書」
- 明治９年８月２２日　　地租改正事務局乙第１２号達
（地券面年月日は交付年月日を記載し，改正年度を記載すべし）
- 明治９年９月１８日　　関東府県出張局員へ達
「畑方作道設置並に地皆丈量方法出張官員心得書」
- 明治９年１１月１３日　　内務省達乙第１３０号(畦畔は本地の地籍へ編入すべし)
- 明治１０年２月８日　　地租改正事務局別報第６９号達「厓地処分規則」
- 明治１０年７月７日　　司法省達丁第４９号
（地券書替をせずとも当事者間においては有効である）
- 明治１１年２月１８日　　地租改正事務局達番外（山林原野改租調査手続）

- 明治１１年１０月４日　　地租改正事務局達別報第１１６号達
  （土地売買譲渡につき地券書替は券面裏書をもって下付する旨の千葉県からの伺いにつき達）
- 明治１２年２月１０日　　太政官布告第６号
  （土地売買譲渡は自今書替によらず裏書による）
- 明治１２年２月１２日　　太政官達第７号（地券雛形）
- 明治１２年３月２８日　　地租改正事務局乙第２号達（地券雛形）
- 明治１２年３月３１日　　地租改正事務局乙第３号達
  （地券雛形並びに地券下付及び書替事務を郡区長に委管）
- 明治１２年７月２日　　大蔵省・地租改正事務局乙第６号達
  （地券と地券台帳との割印廃止）
- 明治１３年５月２０日　　太政官布告第２５号
  （地租は明治１８年まで据え置き収税し，特別修正を許可する）
- 明治１３年１１月３０日　太政官布告第５２号「土地売買譲渡規則」
- 明治１５年１月３１日　　太政官布達第２号「土地分割取扱手続」
- 明治１５年２月　　地租改正報告書
- 明治１７年３月１５日　　太政官布告第７号
  「地租条例制定地租改正及地租改正に関する条規等廃止」
- 明治１７年４月５日　　大蔵省号外　「地租条例取扱心得書」
- 明治１７年９月２７日　　大蔵省主秘第３７号達　「地租検査手続」
- 明治１７年１２月１６日　大蔵省達第８９号　「地租に関する諸帳簿様式」
- 明治１８年２月１８日　　大蔵卿訓示
  （大蔵省より各府県知事県令へ発したる訓示「地押調査の件」）
- 明治１８年１０月３１日　宮城県郡区役所へ達　「実地取調順序」
- 明治１８年１０月３１日　号外　（宮城県の地押調査）
- 明治１９年７月３１日　　大蔵大臣内訓
- 明治１９年８月１１日　　法律第一号　「登記法」
- 明治２０年４月１１日　　大蔵省訓令第２５号　「土地分合筆手続」
- 明治年月日不詳　　「地押始末」
- 明治２０年６月２０日　　大蔵大臣内訓　「地図更正の件」

- 明治２０年6月２０日　　大蔵省内訓第３８９０号「町村地図調整及び更正手続」
- 明治２０年7月１３日　　福島県知事訓令甲第２５０号　「町村地図調整式及更正手続」
- 明治２０年１２月２９日　大蔵省令第１９号　「地租条例施行細目」
- 明治２１年　　主税局長公演
- 明治２２年3月２２日　　勅令第３９号　「土地台帳規則」
- 明治２２年3月２３日　　法律第１３号　「地券廃止」
- 明治２２年3月２６日　　大蔵省訓令第１１号
  「土地台帳は地券台帳を充用し町村地図は島庁郡役所にて管理せしむ」
- 明治２２年3月２９日　　大蔵省訓令第１５号　「島庁郡役所地租事務取扱手続」
- 明治２２年4月１日　　大蔵省令第6号　「土地台帳規則施行細則」
- 明治２２年5月２５日　　主税局長通達　「地券台帳は錯雑につき土地台帳は新調する」
- 明治２２年6月２０日　　大蔵省訓令第４４号　（地租に関する諸帳簿管理其他取扱方）
- 明治２２年6月２０日　　大蔵省訓令第４５号　「島庁及収税部出張所地租事務取り扱手続」
- 明治２２年7月１日　　大蔵省訓令第４９号　「土地台帳様式及調製方」
- 明治２２年１１月１２日　　司法省訓令第１３号
  （一筆の土地を分合し売買譲渡の節は戸長役場を経由して郡役所へ届出の後登記すべし）
- 明治２２年１１月２５日　　大蔵省訓令第６７号
  （一筆の土地を分合し売買譲渡の節は登記前に戸長役場を経由して郡役所へ届出をすべし）
- 明治２２年１１月２９日　　法律第３０号　　「地租条例中改正」
- 明治２２年１２月２９日　　大蔵省令第１９号　「地租条例施行細測」
- 明治２２年１２月２９日　　大蔵省訓令第７６号
  「地租条例及地租条例施行細則取扱方」
- 明治２３年　　法律第２８号
  「旧民法　財産編・第1部・第5章・第3款　　経界」

- 明治２３年２月１３日　　主税局長通牒坤第２３６号
  「地租に関する実地調査を省略することができる」
- 明治２３年９月６日　　福島県令甲第４０号　「町村地図調製式及更正手続」
- 明治２８年１月２６日　　大蔵省訓令第４号　「収税署地租事務取扱規程」
- 明治３２年２月２４日　　不動産登記法公布
- 明治３２年３月３１日　　勅令第１１１号　「地租条例施行規則」
- 明治３２年４月１０日　　大蔵省訓令秘第３４９号　「地租条例施行上取扱方」
- 明治３２年４月１７日　　法律第９９号　「国有土地森林原野下戻方」
- 大正３年３月２８日　　東京税務監督局長訓令第２０号　「地租事務規程」
- 昭和６年３月３１日　　法律第２８号　「地租法」
- 昭和６年４月１日　　勅令第４７号　「地租法施行規則」
- 昭和６年４月１日　　大蔵省令第６号　「地租法施行細測」
- 昭和１０年８月１日　　東京税務監督局長訓令第６号　「地租事務規程」
- 昭和２２年３月３１日　　法律第３０号　「土地台帳法」
- 昭和２２年３月３１日　　勅令第１１３号　「土地台帳法施行規則」
- 昭和２２年３月３１日　　大蔵省令第３４号　「土地台帳法施行細測」
- 昭和２５年７月３１日　　法律第２２７号　「土地台帳法の一部を改正する法律」
- 昭和２５年７月３１日　　政令第２４６号　「土地台帳法施行令」
- 昭和２５年７月３１日　　法務府令第８８号　「土地台帳法施行細則改正」
- 昭和２９年６月３０日　　民事甲第１３２１号民事局長通達
  「土地台帳事務取扱要領」
- 昭和３５年４月１日　　民事甲第６８５号民事局長通達
  「登記簿・台帳一元化実施要領」

資料３

土　地　台　帳　制　度　沿　革　略　表

慶応　３年１０月（１８６７）　大政奉還
明治　１年　８月（１８６８）　旧地租法の踏襲を令す
　　１２月　村々の地所もとより百姓もちたることを令す
明治　２年　６月（１８６９）　版籍奉還（府・県・藩の３制）→ 府・県・藩
明治　３年　６月（１８７０）　田税改革義（神田孝平）
明治　４年　４月（１８７１）　戸籍法を制定し，地方の便宜により区画を定め
　　戸長，副戸長の制を新設 → 荘屋・戸長
　　７月　廃藩置県（府・県制） → 府・県
　　９月　田畑作付の制限を廃し，耕作の自由を許す
明治　５年　１月（１８７２）　東京府下武家地町地の称廃止
　　東京府下地券発行地租収納規則 → 所有権確認 課税台帳
　　市街地地券（府県庁）
　　２月　地所永代売買の解禁
　　地所売買譲渡ニ付地券渡方規則 → 所有権確認 課税台帳
　　郡村地券（府県庁）
　　４月　荘屋・名主・年寄りを廃し，戸長・副戸長
　　を置き，土地人民に関する事件一切を取扱わしむ → 戸長役場
　　５月　田租改正建議（陸奥宗光）
　　７月　地租改正局設置
　　一般持地へ地券交付
明治　６年　１月（１８７３）　地所質入書入規則制定 → 地所質入書入 割印簿（戸長役場）
　　３月　地所名称区別制定
　　７月　地租改正条例制定（納税者は所有者） → 所有権確認 課税台帳
　　統一地券（府県庁）
明治　７年１１月（１８７４）　地　地租名称区別改正
明治　８年　３月（１８７５　地租改正事務局設置
　　９月　租　建物書入質入規則制定 → 建物公証簿（戸長役場）
　　１１月　改　地券様式の改正
明治　９年　３月（１８７６）　地券台帳様式の統一 → １筆１地券
明治１１年　７月（１８７８）　正　郡区町村編成法（郡区長，戸長の職務を定む） → 郡区役所 戸長役場
明治１２年　２月（１８７９）　期　地券書換式を裏書式に改正 → 裏書式
　　３月　地券様式の改正
　　間　地券取扱順 → 所有権確認 課税台帳
　　裏書式 地券
明治１３年１１月（１８８０）　土地売買譲渡規則制定 → 土地公証簿（戸長役場）
明治１４年　６月（１８８１）　地租改正事務局閉鎖
　　１０月　各裁判所ノ位置及管轄ノ区画改正 → 治安裁判所
明治１７年　３月（１８８４）　地租条例制定（納税者は所有者質有者） → 地籍簿 課税台帳
　　裏書式地券（郡役所）
　　１２月　地租ニ関する諸帳簿取扱方ノ件
明治１８年　２月（１８８５）　地租調査の件 → 地所・建物登記簿（治安裁判所）
明治１９年　８月（１８８６）　登記法制定
明治２０年　１月（１８８７）　地券下附書換手続制定
　　６月　地図更正ノ件
明治２１年　４月（１８８８）　市制・町村制制定 → 市役所 町村役場
明治２２年　３月（１８８９）　地券廃止法
　　土地台帳規則制定 → 地籍簿 課税台帳 → 土地台帳（府県庁郡役所）

明治２３年　２月（１８９０）　裁判所構成法制定
明治２６年１０月（１８９３）　収税署設置
明治３２年　２月（１８９９）　不動産登記法制定
明治３８年１１月（１９０２）　税務署設置
明治４１年　３月（１９０５）　地租条例改正（納税者に地上権者を加う）
大正　２年　４月（１９１３）　不動産登記法改正
昭和　６年　３月（１９３１）　地租法制定
昭和１５年　７月（１９４０）　家屋税法制定
昭和２２年　３月（１９４７）　土地台帳簿・家屋台帳法制定(地租法・家屋税法廃止)
　　５月　　司法事務局設置
昭和２４年　６月（１９４９）　法務局・地方法務局設置
昭和２５年　７月（１９５０）　土地台帳法・家屋台帳法改正
昭和２６年　４月（１９５１）　不動産登記法改正
昭和３０年　６月（１９５５）　土地台帳様式の改正
昭和３４年　１月（１９５９）　土地台帳・家屋台帳様式の改正

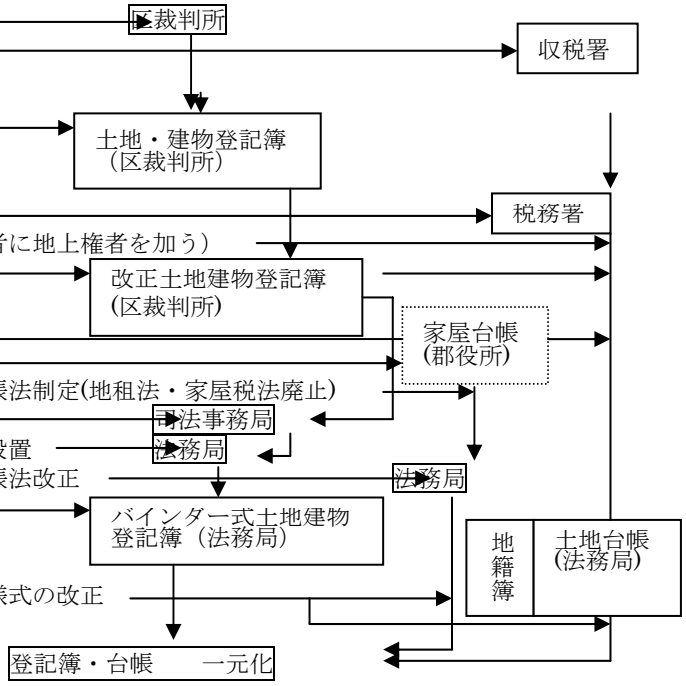

資料４　　筆界確認のための各要素

<table>
<tr><td colspan="3">第１順位の証拠の種類</td></tr>
<tr><td rowspan="6">物的証拠（資料）</td><td>地形・地物</td><td>巨岩・沢・水路・道路・段落・崖・尾根（分水路）・谷（合水線）など</td></tr>
<tr><td>地籍図</td><td>①　法 17 条地図
②　確定図
③　地籍図
④　公図
⑤　分筆登記の添付地図
⑥　分譲造成図・分譲図など
⑦　地積測量図・実測図など
⑧　字限図・土地宝典など</td></tr>
<tr><td>境界標</td><td>⑨　境界石
⑩　境界木
⑪　慣習による境界標</td></tr>
<tr><td>境界標識</td><td>当事者が境界線の目印とした排水溝・生垣・根石・塀などの工作物</td></tr>
<tr><td>境界合意線</td><td>⑫　境界協定書
⑬　国土調査の地籍図
⑭　国有財産法に基づく協議など</td></tr>
<tr><td>人的証拠（資料）</td><td>証言（供述）</td><td>たとえば，「祖父が境界標はあの樫の木と言っていた」とか「この土地を買う時に，売主や仲介業者が，境界線はこの排水溝と生垣の線だといっていた」等の当事者や第三者（証人）の供述で，直接境界線を指示する内容のもの</td></tr>
</table>

第２順位の証拠の種類		
物的証拠（資料）	第１順位の証拠	①　地形・地物 ②　地籍図 ③　境界標 ④　境界標識 ⑤　協定境界線（合意線）
	宅地の占有	⑥　建造物（土台・附属建物） ⑦　塀などの工作物 ⑧　排水溝（設置・利用・管理の状況） ⑨　庭木（植木・伐採・管理の状況） ⑩　生垣（設置・管理の状況）
	山林の占有	⑪　林相（林種・樹種・樹林の形態・樹高・樹冠） ⑫　植林（植林・補植） ⑬　管理（下刈り・除伐・間伐・枝打ち・つる切り）
人的証拠（資料）	証言（供述）	「祖父が大正時代にあの庭木を植えた（伐採した）」 「前所有者が戦争中にこの排水溝を作った」 「隣人が昭和二十年春に塀やトイレを作るとき母が異議を述べた」等占有（管理）の事実やその範囲を内容とするもの

合理的な境界線の例示（表中のマル数字は，信頼度を表すものではない）
① 地形・地物を考慮した線 ② 公図の形状や積算面積を考慮した線 ③ 公簿面積と実測面積を考慮した線（「縄のび」を公簿面積で按分した線） ④ 隣地所有者との合意線（国土調査の際の地籍図の筆界線，国有財産法に基づく確定線など） ⑤ 双方の主張の中間線 ⑥ 係争地の面積を双方の公簿面積で按分した線 ⑦ 面積法・距離法・地点法などによる鑑定線 ⑧ 分筆線の場合に，分筆の経過を考慮した線 ⑨ 境界線の一般的な形態を考慮した線（日本土地家屋調査士会作成の調査測量実施要領参照） ⑩ 地方の慣習を考慮した線 ⑪ その他の合理的な線

資料５　公図と空中写真の対比



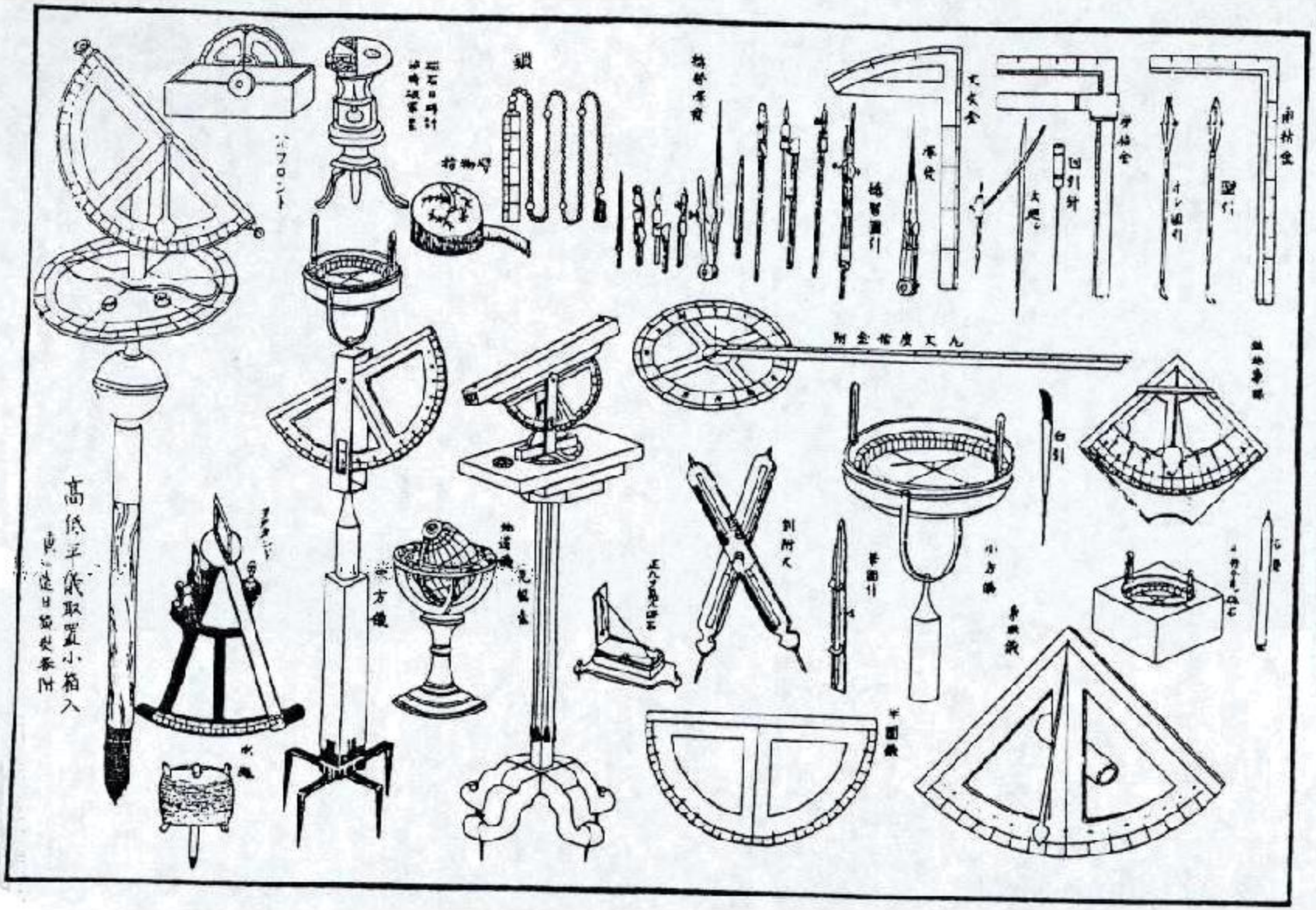

第拾三万六千三百九拾壹

地券之證

長門國阿武郡吉部上村
第三千九百五拾六番字[illegible]
六尺五寸竿
一耕地五畝廿八[illegible]
代價[illegible]
百分之三
金

持主
山口平治

地租

右撿査之上授與之

明治六年七月

山口縣權令中野梧一

撿査人
權大属杉浦長久

大日本帝國政府

地券

羽後國雄勝郡湯沢町
字大町五十番

同國同郡同町

持主 藤田章助

一宅地六畝廿八歩

地價金六拾九圓三拾三錢三厘

此百分ノ三金貳圓八錢

明治十年ヨリ
此百分貳半金壱圓七拾三錢三厘

地租

地租

右撿査之上授與之

明治十二年八月二日

秋田縣

日本帝國ノ人民土地ヲ所有スルモノハ必ラス此券状ヲ有スヘシ

日本帝國外ノ人民ハ此土地ヲ所有スルノ權利ナキ者トス故ニ何等ノ事由アルトモ日本政府ハ地主即チ名前人ノ所有ト認ムヘシ

日本人民ノ此券状ヲ有スルモノハ其土地ヲ適意ニ所用シ又ハ土地ヲ所有シ得ヘキ權利アル者ニ賣買讓渡質入書入スルヲ得ヘシ

賣買讓渡質入書入等ヲナサントスルモノハ渾テ其規則ヲ遵守スヘシ若シ其規則ニ因ラスシテ此券状ヲ有スルトモ其權利ヲ得サルモノトス

表書ノ地所自今有記名ノ者 所有タルヲ確認ス 年月日	國郡	表書ノ地所自今有記名ノ者 所有タルヲ確認ス 年月日	國郡
表書ノ地所自今有記名ノ者 所有タルヲ確認ス 年月日	國郡	表書ノ地所自今有記名ノ者 所有タルヲ確認ス 年月日	國郡
表書ノ地所自今有記名ノ者 所有タルヲ確認ス 年月日	國郡	表書ノ地所自今有記名ノ者 所有タルヲ確認ス 年月日	國郡

平成 14 年 2 月 18 日

空中写真購入申込書

１　所在　○○市○○１丁目１０番付近
　※　*確認したい土地の所在を書きます*
２　縮尺・倍率；最大縮尺　　約 1/10000 以上できる限り
　※　*撮影高度の 10 倍が限度です。米軍写真等では平野部でも約 1200 分の 1 が限度です。*
３　大きさ　　２３＊２３
　※　*比較したい範囲の倍率・縮尺から 23, 46, 69, 92 の大きさを決めます。*
４　撮影時期；　（１）米軍撮影写真
　　（２）（１）の次に古い写真
　※　*最古の写真は米軍写真です。次に日本で撮影したものは，昭和 30 年代後半です。*
５　パネル加工　　要　　不要
　※　*事業計画の会議資料等にも利用できます。*
６　撮影範囲；別紙住宅図のとおり
　※　*住宅地図，1/25000 等の地図上に撮影範囲が特定できるように正方形で囲み位置の特定をします。*
７　撮影証明　　要　　不要
　※　*境界確定に使用する場合は必要です。*
８　利用目的　境界確定
９　ステレオ（実体視）写真　　要　　不要
　※　*実体視を行う場合は簡易実体視の販売もしています。*

上記のとおり空中写真を申し込みます。

財団法人　日本地図センター
　　空中写真部　　殿

○○市○○1 丁目 15 番 15 号
土地家屋調査士　○　○　　○　○
ＴＥＬ　0593－１１－１１１１
ＦＡＸ　0593－１１－１１１２

所有権確認訴訟と境界確定訴訟の相違点一覧表

訴訟類型	所有権の範囲の確認訴訟	境界確定訴訟
①争いの対象	所有権の及ぶ範囲	地番と地番の筆界
②訴訟の性質	所有権の範囲を確認するための訴訟＝所有権はどう処分しようと自由	公的に設定されたはずの筆界を探しだし，不明のときは，改めて引きなおす作業
③訴訟の本質論	民事訴訟としての確認訴訟⇒家屋所有権確認訴訟と同じ	非訟事件（形式的形成訴訟）⇒ｅｘ．遺産分割の裁判に似る
④裁判外の解決	自由（私的自治が原則ゆえ，話し合いによる解決が建前）	裁判外で境界の合資をすることはできない（筆界の合意としては無効）
⑤証拠が乏しいとき	原告の請求を棄却する･･･証拠がなければ請求を認容できない（その結果，境界が引けなくとも良い）	裁判所はどこかに筆界を引き直さなければならない（被告は請求棄却を求めてはならない）
⑥話し合いによる解決	和解できる（「所有権の自由」の当然の帰結）	できない（和解したいときは境界確定訴訟から所有権確認訴訟に交換的に変更する）
⑦職権による証拠調べ	できない（弁論主義･･･処分の自由の訴訟的投影）	できる（筆界･･･公的存在ゆえただし異説ある）
⑧自白の拘束力	ある（弁論主義）	ない（弁論主義の適用なし）
⑨認諾･請求の放棄･調停ができるか	できる（処分権主義）	できない（処分権主義の適用なし）
⑩反訴を提起することの当否	提起できる（反訴を提起しないと。自己に有利な境界線を引いてもらえない）	提起できない（裁判所は，当事者の主張にとらわれずに筆界線を引く）
⑪原告が自己の主張する境界線を特定しないことの効果	請求の趣旨において，主張の境界線を特定しないと，請求が不特定となり，訴え却下	主張の筆界線を特定しなくても，「Ａ番とＢ番の境界の確認を求める」でよい
⑫控訴審での不利益変更禁止（民訴385）の適用の有無	適用あり（被控訴人が有利に変更してもらいたいときは，付帯控訴をする必要がある）	適用なし（上記⑩⑪と同じ理由による）
⑬判決の効力は第三者に及ぶか	及ばない（民事訴訟法は，当事者間の紛争の個別的・相対的解決を目的とする）	及ぶ（公的存在としての筆界線はだれとの関係でも不変だから）
⑭境界の一点を三者が共有するとき	Ａ対Ｂ，Ｂ対Ｃ，Ｃ対Ａの訴訟で相対的に解決すればよい（固有必要的共同訴訟ではない）	（判例＝左に同じ）（理論的には，徹底しないが訴訟が際限なく広がるのを防ぐため）
⑮判決主文を見て両者を見分ける方法	「Ａ所有地とＢ所有地の境界を････と確認する」となる 「その余の請求を棄却する」あり得る	「Ａ番とＢ番の境界を････とする」となる 「その余の請求を棄却する」あり得ない

「土地家屋調査士　Ｎｏ483　P9」より転載

（法務省法務総合研究所第三部長（当時）寶金敏明氏講演録）